

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 新居田 弘文

### 1 日時

平成 23 年 8 月 9 日（火曜日）

午後 4 時 24 分開会、午後 5 時 34 分散会

### 2 場所

第 2 委員会室

### 3 出席委員

新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、田村誠委員、佐々木博委員、佐々木順一委員、  
工藤大輔委員、平沼健委員、吉田敬子委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

村上担当書記、米内担当書記、山館併任書記、漆原併任書記、佐藤併任書記

### 6 説明のため出席した者

東大野農林水産部長、橋本副部長兼農林水産企画室長、徳山農政担当技監、  
須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、  
立花競馬改革推進室長、沼崎技術参事兼農村計画課総括課長、  
小岩農林水産企画室企画課長、高橋農林水産企画室管理課長、大友団体指導課総括課長、  
小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、工藤農業振興課総括課長、  
千田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、  
伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、小野農産園芸課水田農業課長、  
山田畜産課総括課長、渡辺畜産課振興・衛生課長、佐野林業振興課総括課長、  
藤川森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、  
石田水産振興課漁業調整課長、大村漁港漁村課総括課長、  
菅原競馬改革推進室競馬改革推進監

### 7 一般傍聴者

なし

### 8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更及び指定

(2) 議案の審査

議案第 1 号 平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）

### (3) 継続調査

東日本大震災津波による被害への対応状況等について

#### 9 議事の内容

○新居田弘文委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更及び指定を行いたいと思います。委員の所属変更に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第5号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費及び第2条第2表債務負担行為補正を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 議案の説明に入ります前に、本県産稲わらや牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことにより、現在課せられております国による出荷制限の指示の早期解除に向けまして、安全、安心な牛肉の供給体制の確立や風評被害の防止対策等について、お手元に便宜配付しております平成23年8月臨時会原発事故関係補正予算の概要についてにより簡潔に御説明を申し上げます。

配付資料の1枚目、対応のフロー図(案)をごらん願います。まず、今回の放射性物質による汚染の問題は、BSEと違い、牛に給与した稲わらが原因であることがはっきりしていることから、検査の体制としては原発事故後に水田から収集された稲わらを牛に給与したか、給与していないかで場合分けをしております。

稲わらを牛に給与していた農家の場合についてですが、フロー図の稲わら給与のところになりまして、給与した稲わらから暫定許容値を超える放射性物質が検出された場合、または給与した稲わらからの調査ができない場合は特定農家と位置づけまして、いずれも屠畜時全頭検査を行うこととなります。

一方、給与した稲わらの放射性物質濃度が暫定許容値以下の場合及び稲わらを給与していない一般農家につきましては、1農家1頭の全戸検査を行うこととします。また、これらに加えまして、県内屠畜される牛の全頭検査を実施することとしております。

関係団体と連携をしながらこの検査スキームによる検査を確実に実施することで、一刻も早く出荷再開が可能となるよう国と調整を進めるとともに、被害を受けた農家の経営安定や安全な飼料の確保、風評被害防止のための適正な情報発信を行ってまいります。

なお、資料の2枚目につきましては、重複する部分もございますので、説明については割愛をさせていただきます。

次に、このことに関連いたしまして、原発事故後に収集された稲わらを利用した肥育牛飼

養農家の個別調査結果を取りまとめましたので、便宜お配りをさせていただいております資料に基づきまして御説明をさせていただきます。原発事故後に収集された稲わらを利用した農家調査の結果については、これまで7月20日、8月2日に公表してまいりました。今回肥育牛飼養農家全体について、放射性物質の測定が終了いたしましたので御報告をいたします。

原発事故後の稲わらを利用していた肥育牛飼養農家は、下の表の①の一番下の欄に示しておりますが、50戸となっております。また、稲わらのサンプルが採取できた農家、同じく下の表の③の一番下の欄ですが35戸。そのうち粗飼料の暫定許容値、これは生草に換算した値で比べることとされており、その値は1キログラム当たり300ベクレルとなっておりますが、これを超過した農家は下の表の④の欄となりますが、17戸となっております。

この暫定許容値を超過した農家17戸及び稲わらサンプルを採取できなかった農家、下の表の②の欄の15戸の計32戸のうち、肥育牛未出荷の農家、下の表⑥になりますが、この4戸を除く28戸で屠畜前に死亡した牛及び食肉検査により全部廃棄とされた牛を除く490頭の肥育牛が出荷されていることを確認をいたしました。

出荷された490頭のうち352頭につきましては、既に農林水産省、厚生労働省を通じまして、関係する自治体に情報を提供し、流通状況の確認及び当該牛肉に係る放射性物質の検査を依頼しておりますが、今回新たに確認されました138頭を追加し、関係自治体に検査を依頼することとしております。なお、今回新たに確認された138頭の出荷先は、県内35頭、県外103頭となっております。490頭の出荷頭数全体では、県内114頭、県外376頭となっております。

裏面には、これまでの検査結果をお示ししておりますので、ごらんいただきたいと思えます。このことについての説明は以上でございます。

それでは、農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げます。議案(その1)の冊子でございますが、1ページの議案第1号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第5号)であります。当部の補正予算額は3ページをお開き願ひまして、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の5,125万4,000円と、4ページにまいりまして11款災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費の72億2,319万7,000円であり、総額72億7,445万1,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略をさせていただき、簡潔に御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の19ページをお開き願ひます。6款農林水産業費、1項農業費、2目農業金融対策費の農業経営安定緊急支援資金利子補給ですが、これは稲わらや牛肉の放射能汚染問題によって被害を受けた農業者の経営安定を図るため、JAグループと連携した無利子、原則無担保、無保証人の資金融資制度を創設し、被災農業者へ運転資金を貸し付けた融資機関に対し、利子補給を行おうとするものでございます。

次に、20ページをお開き願ひます。2項畜産業費、2目畜産振興費の県産牛肉安全安心

確立緊急対策事業費であります。これは放射性セシウムによる牛肉の汚染問題から生じた消費者の牛肉に対する不安を解消し、安全・安心な肉牛の供給体制を確立するため、冒頭に御説明をいたしました対応のフロー図(案)により供給した稲わらの調査分析を進めるとともに、放射能汚染の疑いのある牛の全頭検査及び全農家を対象とした全戸検査に要する経費と風評被害防止のためのPR経費を措置しようとするほか、県内屠畜の全頭検査に必要な検査機器購入経費等に補助しようとするものであります。

次に、26ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、6目水産業用施設等災害復旧費の水産業共同利用施設復旧支援事業ですが、これは国の2次補正予算で国庫補助対象が拡充されたことに伴い、漁業協同組合や地区水産加工工業協同組合等が行う産地魚市場や水産加工施設等共同利用施設の機器整備や施設の応急的な復旧、修繕に対する補助に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。議案(その1)の冊子にお戻りをいただきまして、5ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の追加、農業経営安定緊急支援資金の融通に伴う利子補給であります。これは原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散により出荷制限や風評等の被害を受けた農業者を対象とした農業経営安定緊急支援資金の償還において、農業者の負担の軽減を図るため利子補給を行おうとするものであります。

以上で議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 それでは、質問をさせていただきます。

まず、水産関係についてお伺いしたいと思いますが、今回72億円もの予算計上をし、また応急的な復旧等の対応に当たるというような説明がございました。例えば市場機能等、先般の補正予算等では9月までの応急的な市場機能の回復を目指しながらの整備ということで、一応期限を区切っていたと記憶しております。今回の事業を実施するに当たって、それら水産関係の整備がどのように進んでいくのかどうか、説明をしていただきたいと思っております。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 今回の水産業共同利用施設復旧支援事業でございませうけれども、これにつきましては既に国の1次補正分を内示して、事業のほうが進んでいるものもございませうし、それを上回る部分については今般提案している補正予算の中で計上させていただいて、事業をさらに進めていきたいというふうに考えてございませう。ただし、この事業の中では、やはり年内、あるいは遅くとも年度内に整備をしなければならないという事業の制限がございませうので、それらに対応する事業を採択し、進めていきたいというふうに思っています。

○工藤大輔委員 ということになると、やっぱりまだまだ整備は来年度ということになってくるのですね、基本的に。わかりました。いずれ中核となる漁業関係施設等も、また市場

機能等も、やはりもう少し精度の高い復旧を進めていかないとならないなというふうに現場を見て感じておりますので、それについてまた国にもしっかり要求をしていきながら対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、先ほど本会議の中でも質疑等が交わされてきたところですが、改めてお伺いしたいというふうに思います。県産肉牛から国の暫定基準値を越す放射性物質が検出をされました。政府は、原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷停止の指示を出し、現在出荷再開に向けての取り組みが進んでいるということではありますが、報道等を見ましても今月中の再開を目指しているということで、計画申請の認可を受けるべく、今その対応に鋭意努められているというふうに思いますが、その見通しをお示ししていただきたいと思ひますし、また全頭検査等に係る日数、福島県で約1カ月ぐらにかかったというふうに記憶しておりますが、日数はどのぐらにかかるのか、また検査はどの地域からどのような形で進める考えをお示してください。

○山田畜産課総括課長 出荷制限を今かけられている。これの解除の見込みということですが、ただいま国の原子力災害対策本部と計画づくりをしなければならないということで、飼養管理を適切に行うための計画、それから牛肉の検査体制を整備するための計画、この二つを県としてつくりまして、原子力災害対策本部に申請をして、承認をいただかなければ、この出荷制限の一部解除はできないわけですが、知事が申されたとおり、今週中に何とかこの申請をして、できるだけ早く解除をしていただきたいというふうに考えておりますけれども、交渉事ということで相手とのやりとりがありますので、見込みについていつという見通しは、ここではっきりお示しすることはできませんけれども、なるべく早く解除に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、全頭検査の日数、どの地域からこの検査をやっていくのかというお話でございますけれども、これについては今後生産者、生産者団体の皆さんと今詰めているところでございまして、まだどこの地域とかどこの牛からとか、この日数がどれぐらにかかるかという見通しはちょっとまだたっていないところでございますので、御了承いただきたいと思ひます。

○工藤大輔委員 現状詰めている段階ということですが、大体方針というのはまだないのでしょうか。県の考えですね。例えば当然数値が高いものが検出された地域のどういったところからやるだとか、あとはバランス的にエリアを決めた中で、このような形でやっていきたいのだという基本方針等はないのかどうか、改めて確認したいと思ひます。

○山田畜産課総括課長 これは、生産者団体とのやりとりというのですか、調整にかかっていると思ひますけれども、いわゆる黒と判定された牛から始めるのか、それとも大多数を占める、いわゆるわらを食わせていない牛の全頭調査から始めるのか、その辺の調整も今団体とやっているところでございます。

○工藤大輔委員 わかりました。早期の対応をお願いしたいと思ひます。

続いて、出荷停止となっている肉用牛への補償や価格低下分の補てんなど、現在どのような相談が県内からあって、またどのような形で申請を東京電力等に対してしていくのかどうか、現状で状況についてお示しください。

○千田担い手対策課長 先ほど本会議でも申し上げたのですが、7月19日に県協議会を立ち上げまして、関係課が集まって今相談をしているところなのですが、現在の作業は各農業者がこの賠償請求に参加するかどうかという同意の書類を集めている段階でございまして、現在の進め方としては9月末までには委任状を徴収いたしまして、9月中旬ぐらいをめどに国のほうへ当面の申請していきたいというふうに進めている段階でございます。

○工藤大輔委員 それで、国のほうで牛1頭当たり5万円を交付するだとかの方針等も示される中で、生産者、かなり経営的にも今厳しいような状況にあり、もう待てないという声非常に多いのです。それで、えさの対策費だとか、何らかの仮払いだとか、こういった対応をとれないのかというような生産者の声も私はよく耳にするのですけれども、それは団体を通した要望であったり、あるいは国の方向性で、先ほどの農林水産部長の答弁の中でも国の方針は出たけれども、中身の詳細が、制度の概要が決まっていないということで情報収集するのだという答弁であったわけですが、いま一度、現在の生産者のそれぞれの個別の状況等も把握をしていきながら、仮払いだとか何なのかとか、細かい対応を団体とともに実施をしていただかなければ、今回金利分の補てんをするということであってもなかなか借りられないとか、借りにくいような生産者もあるやに聞くのです。ですから、そういった状況を考え、対応をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○山田畜産課総括課長 ただいま委員からお話がありました1頭5万円、これは出荷遅延に伴うえさ代のかかり増し経費相当額ということ畜産団体のほうから生産者の方に貸し付けをして、それを牛肉が販売された時点に戻していただくというのが一つの、いわゆる5万円対策と言われている制度でございます。

それから、もう一つ、実質買い上げ対策ということで、これもまだ国からの要綱、要領が定まっておりますけれども、出荷遅延した牛を実質買い上げるという制度、これも貸し付けをして返済をしていただくという格好に、国のスキームは原発関連はすべて東京電力側に請求するという考え方のもとにつくられている制度だと思いますので、そういうスキームをやられております。まだ詳細な内容はついてきておりませんが、うちとしてはこういうスキームができるのであれば、できるだけ積極的にこれからも対応していきたいというふうに考えて今、申しわけありませんが、情報収集を行っているところでございます。

○工藤大輔委員 生産者は、やはり即時の対応をとっていただきたいという方が非常に多いです。対応がすぐとれないということであれば、その時期の見通しをしっかりと示して、この時期までには申請を出し、この時期までには確実に支払いがあるということであれば、生産の計画も全く立たない、資金的な計画も立たないというような状況にありますので、それは生産者が安心してこの状況を、安心というか、この状況を少しでも緩和する、気持ち的に少し安心できるような状況の中で生産できるように、飼育できる等の対応をいま一度見

ながら再度さらに強い検討をお願いしたいと思います。

また、今回飼料等の調査に関する予算も計上されておりますが、例えば飼料米等はどうなのかという問い合わせもあります。牛だけではなく、豚の調査、鳥の調査、それぞれやってほしい。買い上げるところは、そのような要望がありますし、あとはそれに対するえさをどのようにしていくかということで、せっかく安全だと思って与えて、後からいやだめでしたということであっては、お互い信頼関係にもかかわってくるということもあって、積極的な調査を求めているわけでありまして、対応についてお伺いしたいと思います。

○山田畜産課総括課長 先ほどの生産者の方の声は、私たちのほうにも毎日のように来ておまして、本当にせっぱ詰まった状況だということをお話しされますので、その点は私達も十分理解しているつもりですので、何とか早い対応に努めていきたいというふうに考えております。

それから、今後のえさ米等の、いわゆる飼料の分析、調査の件でございますけれども、今回予算議案を提案させていただいておりますけれども、これから収穫される牧草、それから飼料用のトウモロコシ、それからホールクロップサイレージに使われるような稲、それから飼料米、こういうものについて4市町村を対象に調査をさせていただきたいというふうに考えておまして、えさ米、特にホールクロップサイレージは既に穂が出始めておりますので、8月中には検査を開始したいというふうに考えております。

○工藤大輔委員 わかりました。最後にしたいと思います、今日まで野菜の主要6品目を初め、また原乳生産物の調査等もそれぞれ実施をされてきて、資料等でもその結果についていただいているところでありますが、今後拡大する上で、調査範囲を拡大する分がどういったものか、その推移についてお答えをいただきたいと思います。青森県の事例等も見れば、恐らく大丈夫であろうということであっても調査対象をかなり拡大し、50品目という数字のような形で聞いておるのですけれども、対象をそういうような形で広げながら、とにかく安全、安心を消費者に伝えるための調査が今必要なのだということで、積極的な対応をとられております。

また、今回報道等によると腐葉土等の利用の自粛、生産の自粛というようなものが農林水産省のほうから指示があったようですけれども、これらこれから県内においてあらゆるものがそのような形で検査をしてだとか、あるいは安全が確認されない限りは自粛を求めるような話が出てくると、産業としてかなり影響が大きいですし、それらに対する補償であったり、あるいは支援等も幅広く対応をしていかなければならないというのが、現状では見えておる中であって、全体的な取り組みについて、いま一度その決意も含めて、最後部長からも一言いただきたいというふうに思いますし、農林水産省からそのほか自粛を求めるような対応だとか、何かそういった指示等、また話があるのかどうか、あればお示しをいただきたいと思います。

○東大野農林水産部長 今後の放射性物質の調査でございますけれども、8月4日に国の原子力災害対策本部は、本県も農林水産物の検査計画を提出する地域に追加いたしました。

その関係もございまして、従前、同じ日にたまたまですけれども、同じ日に農産物と水産物の自主的な検査計画を公表させていただきましたけれども、再度その内容を見直し、当然検査品目とか、それから頻度について、もう一度国の示している基準に合致するかどうか、あと工藤委員おっしゃったように、安心を提供していくという観点でも再度見直して、その検査計画を策定していきたいと思っております。

あと、補償の支援等につきましては、必ずしも製造業者、農林水産業にかかわるものではない部分もだんだん出てまいりますので、関係部局とも連絡調整しながら、しかるべく対応をしていきたいと思っております。

○鈴木農業普及技術課総括課長 腐葉土につきましては、現在国から利用の、あるいは流通、出荷の自粛が指示されておりますけれども、今堆肥を含め肥料等、あるいは培養土については1キロ当たり400ベクレルの暫定許容値が設定されましたので、いずれそのような調査体制を整える中で、基準を満たす腐葉土が流通されるよう、その体制の構築に向けて検討していきたいと思っておりますし、それまではやはり自粛の継続が必要であるというふうに思っております。県民あるいは消費者、利用者の安全・安心というものを大事にしながら、それを担保するような体制づくりに努めていきたい、検討してまいりたいと思っております。

○工藤大輔委員 済みません。先般たしか津川現地対策本部長ですか、洋野町に視察、あとは意見交換に来ていただきました。その際、調査等の関係について、岩手県内だけで十分できるのかどうかというようなことを心配もされており、例えばできないもの等については国のほうに求めるとか、責任持ってやってもらうだとか、いろいろそういった調整も必要ではないかという一つの問題提起を出されたというふうに記憶をしております。例えば県内だけで十分そのスピードに対応できないということであれば、当然国が間に入ってもらって、国で、あるいは他県の調査機関等を活用させてもらいながらの調整というものも進めていながら、早期の対応が求められるというふうに思っておりますので、それらのことも含めて検討をしていただき、生産者に安心を、また消費者に対しても安全・安心なものだということを知らしめることができるような早期の対応を求めて、質問を終えたいと思っております。

○熊谷泉委員 私のほうからは、先ほど御説明がありました供給体制の確立に向けたフロー図について、何点か最初にお尋ねをいたします。

これは、全頭検査につきましては岩手畜産流通センターで屠殺ということのようではありますが、これは全部県内産の肥育牛は岩手畜産流通センターだけで屠殺するというふうに確認してよろしいですか。

○菊池流通課総括課長 全戸検査、いわゆる農家が最初に出荷する1頭について安全性を調べた上で出荷しようというスキームですけれども、すべて屠畜については岩手畜産流通センターで行うということを岩手県のスキームの基本部分に置いて考えて、県の管理がしっかり行き届くというような点を配慮しての考え方です。

○熊谷泉委員 再度確認しますが、そうすると県内産の牛の3分の2は東京市場に流れているわけですが、それを当分の間岩手畜産流通センターで屠殺するということの確認と、も



う一つは続けて言います。岩手畜産流通センターで検査をだれがやるのか、それを確認したいと思います。

○菊池流通課総括課長 今は出荷制限がかかっている状態ですので、いずれにしる牛を他県に持って行って屠畜をすることができない状態にあるわけですが、それを解除する仕組みの中で、全戸、いわば農家の中で1頭検査して十分な安全性が確認されるものについては、それを従前であれば最も大きい市場は東京食肉市場であります。そういうところに持っていくための全戸調査、全戸の1頭調査であるというふうにお考えいただければいいのかなと思っています。

それから、岩手畜産流通センターで実際に検査をしておりますのは、青森県にあります医師会関連の検査機関であります。そちらにお願いをしているところであります。

○熊谷泉委員 それでは、ここに、次に機器購入補助として350万円、これは何台に補助されるものか。

それから、先般簡易検査器は1検体20分で検査されるというふうに記憶しておりましたが、きのうの答弁で45分かかるとのことだと、1時間当たりの処理頭数が随分違ってくるわけでありまして、これは岩手畜産流通センターで大体50頭ずつ、今通常ベースで処理しているわけですが、これらに何台必要というふうに計算しておられるのか。

続けて聞きます。それで、先ほど青森県で検査したものは、多分そちらの検査機関で証明をされると思いますが、岩手畜産流通センターで検査したものはだれの名前でこの旨、合格したものだというふうに証明されるおつもりなのかお伺いします。

○菊池流通課総括課長 今岩手畜産流通センターに検査機器を導入しようとしているのは、一般的に言われている簡易検査機器であります。それを2台導入する計画であります。我々が把握している、いわば1頭当たりには要する検査の時間は40分ないし45分と聞いております。ただし、これは検査の下限值、一番下の限界をどこまで図るかというような設定によっても変わってくるようではありますが、今のところは40分ないし45分を見て検査しなければならないというふうに考えておりました。仮に1頭当たり40分間ということで計算しますと、1日10時間検査していただいたときに、1台で1日当たり約15頭の検査ができるという目標を立てておまして、現在ほぼ岩手畜産流通センターが日々屠畜している量が50頭前後でありますので、青森県で検査するものと、それから岩手畜産流通センターで検査するものの組み合わせをうまくすることによって、何とか一頭でも多く、一日でも早く検査の流れをつくりたいなというふうに検討しているところであります。

○熊谷泉委員 二つの機関で検査されて、50頭処理するということではありますが、先ほど私が質問したことをもう一度質問しますが、結局消費者に納得してもらうにはある意味お墨つきというのは必要でありまして、公的な機関が検査したものでないと、多分証明書という形、何て出るかわかりませんが、ある意味そういうものの証明が必要だと思いますが、岩手畜産流通センターの食肉検査場は県の指定機関でありまして、そこがある意味証明しているというような形になってくるとは思います。この放射能検査についてはだれかが、公的

機関がこれでクリアしたものだというふうな証明書を出さないと、一般的には納得しないというふうに私は思いますが、山形県では農林水産部長がその証明書を出すというふうな話も聞いておりますが、県の対応はどのようになっていますか。

○菊池流通課総括課長 検査の証明の関係について、先ほど答弁が漏れて大変申しわけありませんでした。今まで考えておりましたのは、基本的には検査した機関が証明書を出すしかなさるだろうということで検討を進めてまいりましたが、これを出荷の解除に向けて県の取り組み、県のスキームとして解除の仕組みをつくりますので、その仕組みの中から出ている牛ですよという証明を県が出すことは逆に可能になったというふうに考えておまして、そういう県の仕組みの中から出ている牛ですよという何らかのお墨つき、そのお墨つきができれば消費者から強いお墨つきに見られるように、証明書なり検査結果通知書のようなものを出すことで今考えております。

○熊谷泉委員 それでは、もう一つ、先ほどから腐葉土の問題が出てまいりましたが、堆肥あるいはふん尿についてもある意味制限がかかっているわけですが、実際余り規模は大きくなくても耕畜連携で春先にわらと堆肥をやるというような関係で戸別補償でやっている例もありますが、その辺の指導はどういうふうにされるのか。それは、400ベクレルまでの基準ではかって、その上で移動していいよというふうになるのか。農家に関しては、余り大きな事例はないのですが、そういうところまで今心配している部分がありまして、堆肥をやりますよと言っていたのに堆肥をやらぬとか、あるいは大規模なところになるとふん尿の量も大変な量になっていきますので、これが農地に還元されない、あるいはどこで処理されるのか、その辺の指針もお聞かせ願いたいと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 耕畜連携にかかわる堆肥の利用についてですけれども、基本的に国の考え方は、今の土壌中の放射性セシウムを堆肥等のいろんな投入によって現在以上にはふやさないという基本的な考え方があります。したがって、もともとその農地から出た材料をもって牛の飼料とし、それから出てきた家畜ふん尿等によって堆肥をつくって、その農地に戻す場合にはもともと農地にあったものが農地に戻るという考え方で、検査しなくてもそれについては例外としてオーケーですよという規定になっておりますので、そういった耕畜連携、農地から来たものをそのまま農地に戻すという取り組みについては、検査せずとも現状のままオーケーであるということで、私たちもそのような取り組みについてはきちんとお知らせしていきたいと思っておりますし、一方でその中で間違いのないようにしていきたいなと考えております。

○熊谷泉委員 もう一点、福島県のほうだと思いますが、出荷遅延したものを国が買い上げるという、そういう流れがまた出てきたようですが、これはちょっと私わかりにくいのですが、国が買い上げるということは生きたものを買い上げて、どうされるつもりなのか、その辺を、岩手県でもしやるとすれば、生きた牛を買ってどうされる予定なのか、それをお聞きしたいと思います。

○東大野農林水産部長 国の今回の事態への支援対策ですけれども、新聞報道がさまざま

されます。日々違った内容の報道になっているような状況の中で、我々としても正しい情報を得ようと国に毎日照会していますけれども、必ずしも今委員おっしゃったようなところまで情報を取得できない状況でありまして、ただ国の買い上げのスキームがきちり示されるならば、それに従って対応するということになると考えております。今まさに委員がおっしゃった金の動きはそれでいいかもしれないけれども、物の動きはどうなるのだというのは、地元にとっては非常に切実な問題でありますので、それらも含めて明確に農家の方々に示していけるように情報を集めていきたいと考えております。

○熊谷泉委員 口蹄疫の場合は、病気の関係で殺処分ということもあるわけですが、今回の事例は非常に、それは肉として買い上げて検査して、後で流通するという流れだとわかりませんが、せっかく農家が肥育末期まで育てた牛ですので、おくれたからといって、これを口蹄疫のような扱いにされるということは、非常に農家にとっては残念なことでありますので、その辺はやっぱり産地の声としての確に伝えてほしいと思う。これは、むやみやたらに不本意な処理をされると新たな風評被害が生まれるというふうに思いますので、ぜひここは買い上げるという意味は牛の肉として買い上げるといような流れにしてほしいということ、以上要望して終わります。

○平沼健委員 2点お尋ねします。

先ほども本会議場で、米については県内全地域で検査を実施するというふうな話は聞きましたけれども、それと同じように、これまで県内の野菜についても数回この放射性物質の有無について調査をしたと聞いてございます。それで、そのときのデータ等を見ますと、どっちかという地域が県南あるいは内陸に固まっている。これは、当然主な生産地ということもあるのでしょう。ただ、県内全体の食の安全、安心から見ると、やっぱり沿岸部でも野菜は当然つくっていますし、だから1ないし2品目ぐらいは、これは沿岸の何かそういう野菜、あるいは果物でも検査をしたほうがむしろ県民のための安心には結びつくのではないのかなと思っておるのですが、その辺いかがなものでしょうか。まずそれからお伺いします。

○千葉農産園芸課総括課長 野菜につきましては、5月、6月、それから8月に調査をして、その結果は公表しておるということです。その中で、主要産地、主要品目というような形で調査しておりますので、今委員お話にあったように、沿岸部につきましては久慈のハウレンソウを調べているのみでございます。野菜につきましては、今国のほうでもQ&Aの形で示しておりますのは、福島第一原子力発電所の爆発直後に一時的に大量の放射性物質が外に放出されて、一定量降りかかった。その時点で外にあった福島県とか、それから関東地方等のハウレンソウ等が500ベクレルという基準を上回る数値を出して、一時的に出荷停止になっているところです。現在で出荷停止が続いているのは、福島県の本当に近くの、要はだれも野菜をつくる人がいないような場所で、よって検査もできない、解除ができないというような地区のみが出荷規制がかかっている状態であります。そのほかの福島県内、あるいはいろいろな県で相当の品目を連日のように調べて、その結果発表されているわけですが、ほと

んど現在では不検出というような形で、機器で測定できるレベル以下の状態になっていきますので、私どもとしては県内でも主要産地で見ましたし、県内で可能性があるとするれば一番南のほうが地上部の線量も高いので、その地域であるいはひょっとしたらというようなことがありましたが、その結果はいずれも不検出という形で、十分安全性は確認できていると考えております。

○平沼健委員 不検出ですので、本当にこれはありがたいと。ただ、空気の流れというのは一定でもないわけですし、だからその辺、ちょっと心配だったものですからお聞きした次第です。

それと、もう一つは、水産物についてお尋ねいたします。これも同じように放射性物質ということで、何回か魚とか、あるいは海藻類をとって、これもまた不検出ということですが、また、漁協でしょうか、団体は魚市場で魚からそういう検査をするということのようですし、県としては釜石で回遊性魚類、それから海藻類の調査をやっているようでございます。それはそれでいいことです。私がお尋ねしたいのは、海流、一時福島原発であれだけの放射線の強い水を海に流したということを見んな国民は見ているわけです。それによる海の汚染ということを心配しておるのです。ただ、海流の流れあるいは拡散ということもあって、幸いにも本県の水産業にはそういう影響が今のところありません。ただ、これからずっとこの調査あるいは検査していくに当たって、万が一放射性物質が検出されたら、しかもある程度高いとか、そういうことがあったときに、水産物に限らないのですけれども、補償という問題がやっぱりこれは漁民にとって一番大きいわけで、その辺を今心配しているわけです。その場合、漁民は毎日船で海に出て魚をとる、あるいは海藻をとって売る。こういうことが今度は一回でもそういうことがあれば、ある期間は出漁できなくなってきます。その期間の補償とか、いろんなそういう魚をとる、あるいは海藻をとる、養殖の仕事につく、そのようなものすべてを補償として見てくれるということになっているのかです。これは、そういう水産物に限らないと思うのですけれども、その辺はどういうふうになっていくのでしょうか。一つ。

それから、個人の漁業者がたくさんいるわけですし、そうすると東京電力を相手、あるいは国を相手にそういうような形を、なかなか個人では請求とか、そういう手法なんか難しいということが当然あるのでしょうし、それを例えばある団体とか、水産団体とか、あるいは市町村、あるいは県が肩がわりしてその補償請求していく、その辺はどのようにこれから展開になっていくのか、わかればお聞かせください。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 今本県の検査、水産技術センターでサンプリングしていて、検査の結果が不検出で、私どもほっとしているところです。水産庁のホームページに各県が検査したデータが載ってしまっていて、現在出ておりますのは茨城のカウンタゴとか、あるいは福島県のカウンタゴ以外にもアイナメやメバルなど、そういうものにセシウムの基準値を超えるデータが出ております。今のところ宮城県も本県も、それから秋田県のほうも検査しておりますけれども、今のところ大丈夫だということでもありますけれども、もし

万が一出たらどうなるのかということの事例といたしましては、茨城県のコウナゴの一例、これについては茨城県の地区漁連、実質的には県漁連に相当するものですが、そのところが全漁連と連携をとりながら東京電力なり国のほうに原子力損害の賠償に関する法律に基づいた請求をしていくというふうに聞いております。そういう現在の動きの中で、本県にもどういう形でやっていくのかということ調べながら詳細な対応をしていきたいというふうに思います。今も実際、それは個人ではなくて、漁協単位で、あるいは漁連単位で動いておりますので、そういう形になっていくのかなというふうに思っております。

○千葉農産園芸課総括課長 ちょっと先ほどの答弁に補足させていただきます。

先ほど部長も話しましたように、8月に入りまして国から本県、新たに農林水産物の食品の検査計画を策定するように求められておりますので、計画を策定する中で今回お話がありました沿岸地域の検査等の検討をしてみたいと思います。

○新居田弘文委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、東日本大震災津波による被害への対応状況等について調査を行います。それでは、当局から説明を求めます。

○小岩企画課長 それでは、東日本大震災津波による被害への対応状況につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明いたします。

1の被害状況についてでありますけれども、復興基本計画(案)の参考資料にも載せてございますけれども、7月25日現在の被害額をこの案では載せてございますけれども、この資料は8月5日現在直近のものとしてございます。被害総額は約4,448億円となっておりまして、7月25日現在のものと比べますと約22億円増加してございます。

表ですけれども、農業関係が590億4,400万円、下にいきまして林業関係が250億2,700万円、水産漁港関係が3,607億5,300万円となっておりまして、トータル4,448億2,400万円となっております。

次のページをお願いいたします。2のこれまでの対応と今後の取り組みについてであります。区分ごとにこれまでの対応、今後の取り組み内容の順で主なものを御説明いたします。

まず、農業関係についてであります。農畜産物についてでありますけれども、これまでの対応の二つ目の丸、県庁及び各農林振興センターに農業経営再建相談窓口を設置するとともに、丸の四つ目ですけれども、作付希望農家の水田の土壌分析、除塩技術実証圃の設置や、その下ですけれども、産地直売所の営業再開に向けた支援、さらにその下ですけれども、園芸作物の栽培実証圃の設置などに取り組んできてございます。

今後ですけれども、右にずれまして丸の二つ目です。津波浸水水田で今年度作付をした水田の水稲や秋冬野菜の安定生産を図るため、栽培指導会や戸別訪問による技術指導を徹底しますし、その下ですけれども、来年度以降の作付に向けた除塩対策技術の普及を図っていききたいというふうに考えてございます。

一つここ飛びまして、農地・農業用施設についてであります。左側の丸の二つ目です。沿岸8市町村を対象に農地・農業用施設災害復旧支援隊を編成いたしまして、市町村に成りかわりまして被害調査を実施してございます。その下ですけれども、同じく沿岸部の市町村から要請を受けまして、これの復旧につきましては県が事業実施主体となりまして県営災害復旧事業として対応しているところでございます。その下ですけれども、農地等災害復旧事業につきましては、査定前着工制度を活用いたしまして農業用パイプラインや農業集落排水施設等の応急工事を実施しているところでございます。

今後の取り組みの丸の二つ目でございます。農地・農業用施設につきましては、11月末までに災害査定を終えると。そして、来春の営農再開に向けた復旧工事や除塩に着手していくこととしてございます。その下ですけれども、災害復旧に合わせまして行う区画整理事業の導入も検討してございまして、これは今具体的に動いておりますのは大船渡市吉浜地区のところで、区画整理もあわせた災害復旧事業を検討しているところでございます。その下の丸ですけれども、6月臨時議会でお願いたしました小規模災害復旧事業、県単事業ですけれども、これによりまして市町村などが行う国庫補助の対象とならない小災害の復旧工事を支援してまいりたいと思っておりますし、その下です。大船渡市の吉浜ですとか、陸前高田市の小友のような農地海岸保全施設につきましては、9月末までに大型土のうなどによる仮締め切りを完了予定としてございます。

次のページをお願いします。林業関係についてであります。林業施設についてですけれども、丸の一つ目、林業関係災害対策連絡会議を開催しまして、その下ですけれども、木材加工施設などの復旧ですとか、流通経費に対する補助事業の導入希望調査を実施し、その下ですけれども、現在補助事業を手続中であります。また、その下ですけれども、野田村前浜地区あるいは釜石市の根浜地区において防潮堤の応急工事を実施中であります。

今後の取り組みですけれども、丸の二つ目、木材供給等緊急対策事業を活用しまして、本格的な合板工場等の復旧の支援を検討しているところでございます。

その下、林産物についてであります。これまでの対応の丸の二つ目、ほだ木の塩分濃度の違いによる発生状況を比較するため、試験区を設置し、またその下ですけれども、つなみで流出した木材の回収経費に対する補助事業を手続中であります。

今後は、丸の二つ目ですけれども、ほだ木や乾燥機の再整備など、生産力回復に向けた支援策を検討していくこととしておりますし、一つ飛んで丸の四つ目です。被災地域外への原木等の円滑な流通についても引き続き支援してまいりたいというふうに考えてございます。

その下、森林についてであります。これまでの対応の丸の三つ目、被害復旧連絡会議を設置いたしまして、これは釜石地区、宮古地区ですけれども、その下、復旧に向けた対策を検討するため、森林所有者へのアンケート調査なども実施してございます。

右にずれまして、今後ですけれども、丸の一つ目、意向調査を確認し、被害復旧連絡会議におきまして復興計画を取りまとめることとしてございますし、その下ですけれども、アンケートで回答がなかった所有者に対しましては市長が中心になりまして意向を確認して、結果を踏まえて復旧対策を検討することとしてございます。

次のページをお願いします。水産業・漁港関連についてであります。水産施設などについてであります。本年度の取り組みのところをごらんになっていただきたいのですけれども、丸の一つ目、魚市場及び製氷・貯氷等の流通加工関連機器の整備につきましては、12月を目途に整備をしたいということで今取り進めているところでございます。その下ですけれども、水産業共同用施設、これにつきましては地盤沈下などがありまして原形復旧が難しいところについてでありますけれども、これにつきましては現在漁協等とどういう形で進めていくかについて協議を進めながら段階的、計画的な整備を支援することとしてございます。その下、国の1次、2次補正を活用した共同利用施設の修繕及び機器の整備などについてでありますけれども、これにつきましてはトータルで510件ほど御要望がございまして、今取り進めておりますけれども、直近の被害状況から見ますと半数以上が事業対象となるということで考えてございます。

続きまして、漁船についてでありますけれども、これにつきましても今後の取り組みのところすけれども、漁協による漁船の一括取得に向けまして、現在漁協等と協議を進めて、要望に沿った形で漁船の整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

その下、漁具についてでありますけれども、今後の取り組み内容のところす。丸の一つ目、定置網漁業の早期再開に向け、海底等の状況調査、これは6月21日に始めまして7月17日に終了してございますけれども、県北から県南約900キロにわたりまして調査を実施してございます。この調査結果に基づきまして、早急に瓦れき等の障害物の撤去について取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

丸の三つ目ですけれども、漁労設備の導入に対する補助事業の拡充について、引き続き国に要望していくことになってございます。

次のページをお願いします。養殖施設についてでありますけれども、今後の取り組みのところす。丸の三つ目、ワカメ養殖につきましては、要望調査をいたしまして、大体約7,400台の要望がございまして、これにつきましては年内の設置に向けまして現在取り組みを進めているところでございます。丸の五つ目ですけれども、ワカメ、昆布の種苗につ

きましては6月28日に岩手県漁連等と委託契約を結んでございますけれども、種苗生産に向けて進めてございまして、これらにつきましては約1,000キロの種糸生産をすることで進めてございまして、10月には漁協さんのほうに提供したいということで取り組みを進めているところでございます。

水産物についてであります。今後の取り組み内容のところですが、サケのふ化場につきましては、ことしの9月までに拠点となる15カ所のふ化場の仮復旧に向けて取り組みを進めてございますし、ウニ、アワビにつきましては24年夏からの海の放流に向けまして種市事業所を優先し、8月31日の完成ということで現在応急復旧工事を実施しているところでございます。

漁港関係についてですけれども、今後の取り組み内容のところの丸の三つ目です。災害査定につきましては、申請件数2,000件以上に上るものと推定してございますけれども、いずれ災害査定を受けながら的確に復旧に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

次のページをお願いいたします。3東京電力福島第一原発事故に係る被害への対応状況等についてであります。これまでの対応状況と今後の取り組み内容につきましては以下のとおりでありますけれども、先ほど来お話が出ておりますように、8月4日に原子力災害対策本部より検査計画の策定を求められてございますので、若干これと変わることがあるかもしれません。現状において考えているもので御説明いたします。

まず、農産物についてでありますけれども、表のとおり、本件の主要品目について検査いたしまして、いずれも不検出でありました。これまでの対応は、丸の二つ目ですけれども、これも先ほどからお話出ておりますけれども、汚泥肥料につきましては6月30日、その下の肥料につきましては8月2日に暫定許容値等が示されまして、取り扱いも示されましたので、的確に対応するよう、今取り組んでいるところでございます。

右にずれまして、今後の取り組み内容についてでありますけれども、今後出荷盛期を迎える主要農産物につきましては、空間放射線量が毎時0.1マイクロシーベルトを超える市町村などを対象として調査を実施することとしてございまして、米につきましては先ほど来お話があったとおり、本調査で再度エリア等の検討をするということになってございます。

その下、畜産物についてでありますけれども、これまでの対応のところですが、現在6市町村、11エリアに牧草の利用自粛を要請しているところでございます。また、丸の二つ目ですけれども、原乳につきましてはこれまで県内の全13施設を調査いたしまして、すべて暫定規制値以下でございます。稲わらにつきましては、全戸の利用状況について調査を実施したところでございますし、一番丸の下、8月1日ですけれども、災対本部から県内において飼養されている牛の出荷制限の指示がございまして、現在移動及び出荷を控えるように要請しているところでございます。

今後の取り組みのところですが、丸の一つ目、牧草につきましては先ほどの6市町村、11エリアの利用自粛を解除すべく、検査を継続しているところでございます。丸の二つ目ですけれども、原乳につきましては今後とも県内の全13施設を対象に、月1回の調査



を継続して実施することとしてございます。丸の三つ目ですけれども、牛の出荷制限の指示の解除に向けまして、これも先ほど来お話が出ておりますけれども、検査計画を策定し、国に申請することとしてございます。今後は、稲わら、デントコーン、飼料米も含めてですけれども、飼料について全市町村を対象に調査を実施することとしてございます。

次に、林産物につきましては、今後の取り組みのところですが、特用林産物の8月下旬の調査に向けまして、現在調査品目ですとか調査地域を調整中でございます。

水産物でありますけれども、これまでの対応のところでは6月22日等々で検査を実施し、いずれも放射性物質は不検出であります。

今後ですけれども、主な回遊性魚種、沿岸性魚種を対象として調査を実施することとしてございます。

済みません、先ほど米の件でちょっと触れましたけれども、若干修正させていただきます。米の調査ですけれども、本調査で全市町村で実施することと先ほどのお話がありましたけれども、全市町村で実施することとして、現在関係機関、団体等と調整を進めているところでございます。

このページの最後になります。(2)の損害賠償に向けた関係団体の取り組みについてありますけれども、これまでの対応のところですが、7月19日に、ちょっと名称が長いのですが、県の協議会を設立いたしております。これは、中央会が中心になってつくってございますけれども、今後ですけれども、この協議会が中心になって損害賠償を進めていくことになろうかと思っておりますけれども、県としてもこの活動を支援するということにしてございます。

次のページをお願いします。4の主な国への要望活動についてでありますけれども、これまでも機会あるごとに要望を行ってまいりましたが、直近では8月3日に3次補正及び平成24年度政府予算編成などに向け、知事が農林水産大臣に対しまして直接要望を行ったところでございます。以上で終わります。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 なければ、これをもって東日本大震災津波による被害への対応状況等について調査を終了いたします。

なお、現在開会されている議会は臨時会でありますので、本日付託された議案のみが本会議に付議されることとなります。したがって、明後日の本会議においては、先ほど審査いただきました議案に関する審査の経過と結果の委員長報告を行い、ただいまの調査案件についての報告は行わないこととなりますので、あらかじめ御了承を願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。